

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	健康増進関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

潮来市は、健康増進関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

茨城県潮来市長

公表日

令和8年7月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進関係事務
②事務の概要	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル 検診情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)第9条第1項、別表の第111項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日総務省・デジタル庁令第九号)第2条139項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部かすみ保健福祉センター
②所属長の役職名	センター長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	☎ 311-2493 茨城県潮来市辻626 潮来市 総務部 総務課 TEL (0299)63-1111(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	☎ 311-2490 茨城県潮来市島須777 潮来市 かすみ保健福祉センター TEL (0299)64-5240
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のみを設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスするため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月30日	9.評価実施機関における担当部署	センター長 石田栄美子	センター長	事後	
平成30年9月30日	2.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒311-2493 茨城県潮来市役所226 潮来市 総務部 総務課	〒311-2493 茨城県潮来市役所226 潮来市 総務部 総務課 TEL (0299)63-1111(代表)	事後	
平成30年9月30日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒311-2434 茨城県潮来市島須777	〒311-2493 茨城県潮来市107番地177 潮来市かすみ保健福祉センター TEL (0299)63-5240	事後	
平成30年9月30日	1.対象人数	平成29年9月1日時点	平成30年9月1日時点	事後	
平成30年9月30日	2.取扱者数	平成29年9月1日時点	平成30年9月1日時点	事後	
令和1年6月13日	1.対象人数	平成30年9月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	
令和1年6月13日	2.取扱者数	平成30年9月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	
令和2年6月4日	1.対象人数	平成31年6月1日時点	平成32年6月1日時点	事後	
令和2年6月4日	2.取扱者数	平成31年6月1日時点	平成32年6月1日時点	事後	
令和3年9月1日	1.対象人数	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年9月1日	2.取扱者数	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和4年9月10日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法の規定に則り成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析等の事務を行う特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健康診査及びがん検診の受診時の対象者可否の判断に関する事務 ②健診、検診の実施、通知、結果の管理に関する事務 ③健康教育、生活習慣例に関する教育の実施、相談、通知に関する事務	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 ■対象となる検診(一次及び精密)の種類 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診 ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診 ・肝臓ウイルス検診 ・骨粗鬆症検診 ・歯周疾患検診 ■健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 具体的な事務の内容については以下のとおり。 ①毎年、各健診の受診年齢到達者及び検診対象者に対して、受診勧奨及び個別通知等を送付する。 ②医療機関で実施した各検診(一時、精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力しデータ管理を行う。 ③一時検診の結果、要精密検査と判定されて者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。 ④番号法の別表第二に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供値とワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有的な特定個人情報について情報連携を行う。	事前	
令和4年9月10日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	事前	
令和4年9月10日	2.特定個人情報ファイル名	成人健診ファイル	宛名情報ファイル 検診情報ファイル	事前	
令和4年9月10日	3.個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 第76項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)第9条第1項、別表第一の第76項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第54条	事前	
令和4年9月10日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年9月10日	5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)第19条第8号及び番号別表第二の102の2の項	事前	
令和4年7月1日	1.対象人数	令和3年8月1日 時点	令和4年7月1日時点	事前	
令和4年7月1日	2.取扱者数	令和3年8月1日 時点	令和4年7月1日時点	事前	
令和5年6月16日	1.対象人数	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和5年6月16日	2.取扱者数	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和6年6月28日	1.対象人数	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	
令和6年6月28日	2.取扱者数	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	
令和6年6月28日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)第9条第1項、別表第一の第76項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第54条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)第9条第1項、別表の第111項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第54条	事前	
令和6年6月28日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)第19条第8号及び番号別表第二の102の2の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日総務省・デジタル庁令第九号)第2条139項	事前	
令和7年10月10日	Ⅳ リスク対策8. 人手を介在させる作業人間的ミスが発生	-	十分である。	事前	
令和7年10月10日	Ⅳ リスク対策8. 人手を介在させる作業判断の根拠	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る機密的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の権限や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事前	
令和7年10月10日	Ⅳ リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策最も優先度が高いと考えられる対策	-	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	
令和7年10月10日	Ⅳ リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策当該対策は十分か【再掲】	-	十分である。	事前	
令和7年10月10日	Ⅳ リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠	-	情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のみを設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスするため。	事前	
令和7年10月10日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いくつかの時点の計数か	令和6年7月1日	令和7年10月1日	事前	
令和7年10月10日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和6年7月1日	令和7年10月1日	事前	
令和8年7月13日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いくつかの時点の計数か	令和7年10月1日	令和8年6月1日	事前	
令和8年7月13日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和7年10月1日	令和8年6月1日	事前	